

函館家庭裁判所委員会（第27回）議事概要

（函館家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成26年7月7日（月）午後3時00分～午後5時00分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）岡田潔，末次一郎，高橋登，竹下裕子，西谷小百合，毛利悦子，柳川厚史，柳順也，甲斐哲彦，佐藤卓生

（事務局）家裁首席書記官前村唯之，家裁事務局長山田勉，家裁事務局次長村上庫二，家裁訟廷管理官岡正美，地裁総務課長大橋里美，家裁総務課長馬籠寿幸，地裁総務課課長補佐山形英世

4 議題

成年後見制度について

5 机上配付資料

- （1）資料1 函館家庭裁判所委員会委員名簿
- （2）資料2 「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」最高裁パンフレット
- （3）資料3 「成年後見制度について」

6 議事

○ 委員長選出

互選により函館家庭裁判所長甲斐委員が委員長に就任

○ 成年後見制度について

（事務局から，成年後見制度及び函館家裁における成年後見等事件の現状について説明。）

（委員長）

函館市やその周辺においては，全国と比較しても高齢化率が高くなっており，後見人の適任者として弁護士や，司法書士，社会福祉士などの専門家の方を選任してはいるが，限界もあり，後見人の給源として，市民後見人の活用も検討されている。この点について意見を伺いたい。

（委員）

函館市社会福祉協議会では成年後見制度の周知について関わっている。また，権利擁護関係での日常生活自立支援事業については，北海道社会福祉協議会からの委託を受けていないため，利用者の預金通帳を預かる形での関わりを持っている。市民後見に関わる後見支援センターの検討を函館市と行っているが，

具体的な内容は決まっていない。

(委員)

(函館市に隣接する)七飯町の市民後見人養成事業についての取組は、今年度は函館市に合わせて、近隣の知内町、木古内町、鹿部町と合同で年末年始頃の開催を予定している。受講対象者は町内在住で25歳以上、三、四人程度を予定している。受講者については一般公募を行わず、民生委員や町内会役員、ボランティア関係などの町が適任と考える方に依頼する予定である。

市民後見人養成後は市民後見活動の支援と成年後見制度の啓発、研修終了者のフォローアップなど、地域における権利擁護支援体制の構築と後見実施機関の設置が必要となるが、当町における後見実施機関の設置については、実施時期、直営か、委託かなどを含め、他市町村の動向も見ながら現在検討している。

そのほか、地域包括支援センター社会福祉課が成年後見制度の相談を行っており、平成25年度の相談件数は17件である。また、平成22年8月に制定された成年後見制度における七飯町長申立てに係る実施要綱には、町長による成年後見、補佐及び補助開始審判の申立てに関し必要な事項が定められており、これに基づいて毎年1件程度の申立てがなされている。なお、七飯町では保健福祉在宅サービス条例に基づく成年後見制度利用支援事業という制度があり、審判の請求を行う必要がある方で、規定に該当する場合に、審判請求に要する費用、成年後見人に対する報酬に要する費用について家庭裁判所が定めた金額の範囲内で助成できるようになっている。

(委員長)

市町村長の申立事件は函館管内でも申立事件の10パーセント強を占めている。親族での申立者が見つからない、あるいは申立能力がない場合などについて、市町村長申立の法整備ができているとの背景から増加傾向にあるものと考えている。

市民後見人についての活用形態は色々あり、市民後見人が単独で行う場合、市民後見人に専門家が加わって監督する場合、社会福祉協議会などが法人として成年後見人に選任され、社会福祉協議会職員が後見事務を行う際に市民後見人をスタッフとして利用しながら行う場合などがある。

(委員)

後見制度について知らない人がたくさんおり、身近でも実際に困っている人の話を聞く。この制度の周知がどのように行われ、また、申立てに至るまで誰がどのような手続を行っているのかを具体的に教えていただきたい。後見制度の利用方法が分からない人がとても多いと感じている。

(委員)

最高裁判所でもリーフレットやホームページ上で周知している。また、リーガルサポートや社会福祉協議会などでも相談者に対して申立書やリーフレットなどの必要書類一覧等をセットにして説明を行っている。

一般の方に対する相談対応機関の紹介や、制度の利用方法の周知などについて改善の余地はあると思われる。

(委員)

実際に困っている人たちはホームページなどにアクセスできる年齢ではないし、リーフレットも難しく理解しにくいのもう少しわかりやすくできないものかと思う。仮に民生委員が困っている人に制度を紹介したとしても理解しにくいと思う。

(委員長)

制度としての一般的な周知自体が不十分なのは指摘のとおりだと思うが、制度を利用する動機がないと気に掛けない点もあると思う。

自力で対応できない方に対しては、市町村の社会福祉関係担当者が援助しながら申立てを行うこともあり、身内の方による申立てが困難な場合には市町村長による申立てもある。

(事務局)

家庭裁判所の受付で対応する際に多く見られるのは、預金を下ろしたいため金融機関に行ったら家庭裁判所の後見制度を紹介されたというケースである。

(委員長)

成年後見人選任後の業務において、後見人がその管理している財産を横領するなどの不正行為事案も発覚している。防止策として後見制度支援信託という信託銀行などに信託財産として預ける管理方法もあり、積極的な活用に向けた取組を始めているところである。成年後見人の職務、不正行為に対する対応策、監督の在り方などについて質問や意見はあるか。

(委員)

不正行為防止についてはケースバイケースだと思うが、裁判所の監督の在り方として後見人就任当初は一、二か月に一度くらいの期間で報告書の提出を求め、後見業務が安定してきたら1年に一度の報告書提出など、事案に応じた監督の方法でよいのではないか。また、事案によっては後見監督人を選任する方法もあり、不正防止については監督を強化するしかないと思う。

(委員長)

先日、家庭裁判所と家事関係機関との連絡協議会を開催し、そのなかで、高齢者が成年後見人になった場合には収支計算を作成しにくいとの意見があった。また、家計簿を付けた経験がない方は裁判所への報告書を作成するのは難しいとの意見もあったため、市民後見人に対しての養成、指導やバックアップ方法などを関係諸機関で進めていかなければならないなどの意見があった。

(委員)

後見人の職務について伺いたい。医療行為に対する同意はできないと聞いているが、身寄りのない方に専門家後見人が付いた場合、インフルエンザの予防接種や肺炎球菌治療には本人の同意が必要だが、後見人にその同意権がない場合、本人への対応はどうなるのか。

(事務局)

裁判所に相談された事案はない。施設に入所されている方が多く、治療については施設の担当者が判断し、医療費の部分で後見人が関わるのだと思われる。

直接後見人に対して治療の同意を求めているかまでは把握していない。

(委員)

本人が意思表示できないような場合には、後見人であってもリスクのある医療行為についての同意は親族の方に相談して進めるのが実際だと思う。

(委員)

市民後見人を選任する場合、研修を受講した方が選任されると思うが、受講した方が全員市民後見人に選任されるのか。また、選任基準などはあるのか。

(委員)

100パーセント選任されるわけではない。親族の方が後見人になる場合も同様だが、裁判所において適性があるかどうかを判断し、選任している。後見人の職務として大きく分けて身上監護と財産管理の二つがある。財産管理については法律的な問題も絡み複雑な事案もあるが、その場合は市民後見人単独ではなく司法書士等の専門家後見人と一緒に担当していただくこともある。身上監護が主で管理すべき財産が多くないような場合は、法律的な問題も多くないことから市民後見人を単独で選任することもある。

(委員長)

市民後見人として養成し、推薦された方でも、裁判所が成年後見人を選任する場合には裁判所独自で適格性などの審査を行うことになる。親族が自身を成年後見人として申し立てた場合でもその親族を選任しない事例は多くある。裁判所としても後見人候補者の資格や能力を審査した上で選任を行っているが、それでも不正行為が発生してしまうことがあるため、その防止策を考えなければならない状況にある。

(委員)

不正行為がかなりの金額で起きているが、防止するためには後見人選任段階での審査の強化も必要だと思う。一般的に金銭管理を1人に任せている場合に不正行為が発生しやすいことから、市民後見人についても単独で選任しないで複数での管理や監督の強化などの防止策が必要だと思う。

後見人は弁護士などの専門家が行う場合や親族が行う場合などがあるが、後見人に対する報酬についてはどのようにになっているのか。

(委員)

後見人の監督のなかで不正防止は非常に重要な観点である。特に金銭関係での不正防止については裁判所としても気を配っているところであり、対策の一つとしては報告書や財産目録の提出段階で監督を強化している。さらに、後見人を監督する後見監督人を選任し、監督することもある。金銭以外の不動産の管理や賃貸など法律問題も絡んでくるような財産がある場合もあり、その財産の性質、種類、大きさ等の具体的な事案に応じて管理監督方法を考えていかなければならないと思う。

後見人には選任後早い段階で財産目録や収支計算報告書の提出を求め、その後、一、二年の期間で裁判所がチェックを行っていくことになる。収支が曖昧であったり、多額の支出が見られる場合には裁判官から直接事情を聞くことも

ある。また、支出の必要がある場合、事前に裁判所の許可を求め、裁判所の許可後に支出してもらうなどの方策をとる場合もある。場合によっては専門家後見人を選任し、専門家と市民後見人を組み合わせて不正の防止を図っている。

専門家との協働や複数の後見人による管理となると、二つ目の質問の報酬の問題とも絡んでくるが、報酬は本人の財産の中から支出されるので、管理する財産の大きさに応じてどのような後見の在り方がよいのかを判断していくことになる。後見監督人の必要性についても財産の規模や後見人が市民後見人か専門家後見人かによって裁判所が判断している。

報酬については、基本的には後見人から報酬の付与についての申立てを家庭裁判所に行い、本人の財産の中から支出することになり、報酬額については財産の規模などに応じて家庭裁判所が決めることになる。市民後見人の場合は社会福祉協議会などからの助成で賄っているケースもあると聞いている。

(委員長)

専門家後見人の報酬は職業として後見業務を行っているので、相応の報酬を支払うことになる。それ以外の後見人についても労力をかけて行っているので報酬付与の申立てがあれば裁判所で金額を決めて本人の財産の中から支払うことになる。本人の財産が非常に少ない場合や月々の収支がマイナスになってしまう場合などはボランティア的に事務をしていただいたり、一定の団体にご協力いただいたり公的な助成に頼らざるを得ないような場合もある。

(委員)

後見業務として財産目録や収支計算書を作成、提出するとの説明があったが、会計ソフトのような簡単に作成できるソフトはないのか。

(委員長)

後見業務についての固有の会計ソフトは作成されていない。市販のソフトを利用するのは可能だと思う。計算ソフトではないが手書きできる様式を裁判所で用意している。

(委員)

e タックスなどは、打ち込めばすぐに出力される。今後はそのようなソフトも必要ではないか。

(委員)

そのようなソフトは大変便利だと思う。

後見人が実際にどのような書面を提出しているかを紹介すると、最初の段階で提出する財産目録は預貯金、不動産、証券類等の種類別に一覧記載し、それを基に財産目録を作成する。その上で月々の収支計算報告書や決算書について家計簿的な形式で作成する。あとは通帳の写しや施設入所の場合は諸々の支出経費のレシート等を日付順にコピーしたものを添付するような感じで作成、提出して、細かい点については裁判所担当者が補足的にチェックを行い不足部分は追加で提出してもらうような流れでやっている。市民後見人については研修も受講しているが不慣れな方もいらっしゃるので裁判所でも協力や助言を行うことになるだろう。ソフトを利用した作成については、親族後見人自身が高齢な場

合もあり、難しい面も考えられる。

(委員長)

書き方や報告の仕方については家庭裁判所で説明、指導を行っており、大半の方は作成できているが、一部の方からわかりにくいとの指摘がある。申立て段階についても家庭裁判所の受付で丁寧に説明し申立書類や必要書類を作成、提出していただいている。先で行われた家事関係機関との連絡協議会においても、函館市の担当者から、申立者に同行して初めて裁判所に行ったが、裁判所担当者から懇切丁寧に説明していただき、わかりやすかったとの事例も紹介された。裁判所に相談していただきたい。

(委員)

私も後見監督人として後見人が作成した収支計算報告書をチェックしているが、後見人が一番悩むのは収支計算書の作成である。可能であれば収支計算書作成の手引きを作成し後見人の業務資料として配布できれば裁判所担当者の業務も軽減できるのではないかと思う。

○ 次回委員会のテーマについて

(委員)

今回は、家庭裁判所委員会と地方裁判所委員会の合同開催として「函館地家裁庁舎の防災対策について」というテーマを取り上げたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

(委員長)

今回は、平成27年1月19日(月)午後3時から地裁委員会と家裁委員会の合同開催とし、「函館地家裁庁舎の防災対策について」をテーマとしたい。

以上